

答申(個)第6号

平成20年(2008年)11月25日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成20年8月25日付け札幌白石保一第1234号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの保護台帳及び実態調査書の個人情報非開示決定処分に対する異議申立て

諮問(個)第5号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「自分の保護台帳及び実態調査書」の開示請求(以下「本件請求」という。)について、札幌市長(以下「諮問庁」という。)がこれを文書不存在につき非開示とした決定(以下「原決定」という。)を変更し、対象となる個人情報特定し一部開示としたりして、諮問庁がなお非開示とすべき部分を非開示とすることは妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

#### 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成19年11月22日付けで札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、本件請求をした。

#### 2 非開示決定

本件請求に対し、諮問庁は文書不存在のため原決定を行い、平成19年12月4日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った原決定を不服として、平成19年12月6日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき異議申立てをした。

### 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

諮問庁が行った原決定を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

福祉はすべて同一世帯でみる法律であるにもかかわらず、扶助費を受給している同一世帯の者の情報がないはずがない。

生活保護に係る書類は保存期間が5年で廃棄となるが、平成 年から平成 年までの台帳や実態調査書はあるはずである。

### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

#### 1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)は、本件請求に対し非開示とされた保護台帳及び実態調査書に係る個人情報である。

#### 2 原決定を変更する理由について

(1) 異議申立人は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間において、生活保護法（昭和24年法律第144号。以下「保護法」という。）による保護（以下「保護」という。）を3度受給しており、3度の受給期間ごとに保護の実施機関が保護台帳及び実態調査書を作成している。

そのうち、1回目の受給期間（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）に係る保護台帳及び実態調査書については、受給終了後5年間としている文書の保存年限を経過したことから既に廃棄したため非開示とし、2回目の受給期間（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）及び3回目の受給期間（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）については保護法上の世帯主である異議申立人の妻の世帯員（同一世帯として保護を受給する者のうち、世帯主以外の者をいう。以下同じ。）として保護を受給していたものであり、異議申立人を世帯主とする保護台帳及び実態調査書は存在しないため、いずれも非開示としたものである。

なお2回目の受給期間に係る保護台帳及び実態調査書（異議申立人が世帯員として記録されているもの）については、原決定後に文書の保存年限を経過したことから廃棄している。

(2) 本件異議申立てを受けて再度本件請求の内容について検討したところ、異議申立人の妻が世帯主であり、異議申立人が世帯員である3回目の受給期間に係る保護台帳及び実態調査書は存在しており、当該文書の中に異議申立人に関する記述が存在することから、原決定を変更し、3回目の受給期間に係る保護台帳及び実態調査書については開示することとした。

ただし、それらの文書中には、条例に定める非開示情報が含まれていることから、以下の理由によりその一部を非開示とするものである。

ア 保護台帳のうち、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている部分は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第16条第3号に該当すると認められる。

イ 保護台帳のケース格付部分は、異議申立人に対する一定の評価であり、これを開示すると、格付に対する意見の相違に基づく誤解又は予断を与え、諮問庁と異議申立人の信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による十分な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。

また、実態調査書のうち民生委員の意見記載部分は、民生委員の異議申立人に対する重要な意見が記載されており、開示が前提となると、民生委員が生活保護申請者の生活状況等についてありのままに記載することを差し控え、その結果、保護の要否に関して諮問庁以外に民生委員の意見を徴することとしている意義が失われることによって、生活保護事務の迅速かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められる。よって、これらの情報については、条例第16条第7号ウに該当すると認められる。

## 第5 審査会の判断

### 1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を

踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して非開示とされた保護台帳及び実態調査書に記載されている異議申立人に係る個人情報であると認められる。

## 3 本件対象個人情報の特定

保護法第10条には、保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとなることが規定されており、保護の受給は原則として世帯単位で認定されることとなっている。したがって、異議申立人が世帯主として保護を受給していなかったとしても、異議申立人の妻が世帯主として保護を受給しており、当該受給に関して作成しなければならない文書の中に異議申立人に係る個人情報が記載されているのであれば、当該文書は開示請求の対象となるというべきであるから、上記第4の2(2)のとおり、諮問庁が本件対象個人情報を特定したうえで原決定を変更することは妥当である。

## 4 条例第16条第3号の該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては非開示とすることができる趣旨の規定である。

保護台帳は、被保護者の情報等を管理し、被保護者の最小限度の情報についてすぐに確認できるようにするために作成する文書であり、その表面には、管理番号、ケース格付、保護開始・停止・再開始・廃止年月日、金融機関、地区名、担当者、ケース番号が記録されている。保護台帳の裏面はフェースシートと呼ばれており、被保護者の住所・氏名・本籍・生年月日・学歴、扶養義務者の住所・氏名・続柄・生年月日・勤務先・家族数及び担当民生委員住所・氏名等が記録されている。これらの情報のうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者の状況欄に記載されている情報のうち異議申立人が申告している以外の情報が記載されている部分であり、当該開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、開示されることを前提に当該異議申立人以外の個人から提供を受け、又は調査により取得しているものではないため、本号アには該当せず、本号イ及びウに該当しないことは明らかである。

## 5 条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、

当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

## (2) 保護台帳のケース格付部分

諮問庁が本号ウに該当するとして非開示としたケース格付は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものと認められる。

次に、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものかどうかについては、ケース格付は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものであることから、その部分のみをとらえて見ると訪問回数という目安を表しているという点では異議申立人が容易に知り得る情報であるといえなくはない。しかしながら、ケース格付は、そもそも被保護者に対して保護を実施する上で決定される処遇方針等に基づいた一定の評価であることから、これを開示すると異議申立人に格付に対する意見の相違に基づく誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。したがって、この情報については、開示により、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第16条第7号ウに該当すると判断する。

## (3) 実態調査書のうち民生委員の意見記載部分

実態調査書は、生活保護申請を受け、保護を実施するうえで必要な実態調査の状況を記載するために作成される文書であり、家庭訪問日時、保護歴、生活歴、世帯主及び世帯員の状況、資産の状況及び活用の有無、扶養義務者の状況及び住居の状況等が記録されている。これらの情報のうち民生委員の意見記載部分には、民生委員の保護申請者に対する重要な意見が記載されている。したがって、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報には、民生委員の保護申請者に対する重要な意見が記載されており、今後開示が前提となると、民生委員は申請者の生活状況等の情報についてありのままに記載することを差し控え、その結果、保護の要否を判定するにあたって民生委員の意見を徴することとしている意義が失われることとなる。したがって、生活保護事務の迅速かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすと認められることから、これらの情報は、条例第16条第7号ウに該当すると判断する。

## 6 結論

以上により、本件請求に対して本件対象個人情報を特定し、本件対象個人情報のうち諮問庁がなお非開示を維持すべき部分については、条例第16条第3号及び第7号ウに該当すると認められることから、これを非開示とすることは妥当であると認められるので、第1のとおり結論する。

## 第6 審査経過

次表のとおり

年 月 日	審 査 経 過
平成20年 8 月26日	諮問書及び諮問庁の個人情報一部開示理由説明書を受理
平成20年 9 月18日 ( 第63回審査会 )	審議 ( 事案の経過・概要等 )
平成20年 9 月30日 ( 第64回審査会 )	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成20年11月11日 ( 第67回審査会 )	審議
平成20年11月18日 ( 第68回審査会 )	審議
平成20年11月25日	答申